



三重県公報

令和6年12月27日 (金)

第 579 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
------	-------	------	-----

公 安 委 規 則

9	三重県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	(公 安 委 員 会)	2
---	------------------------	-------------	---

告 示

896	生活保護法の規定による介護扶助のための介護等を担当する機関の指定	(地 域 福 祉 課)	19
897	生活保護法の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	(同)	19
898	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による介護支援給付のための介護等を担当する機関の指定	(同)	19
899	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	(同)	20
900	保安林の指定施業要件の変更に係る通知	(治 山 林 道 課)	20
901	同件	(同)	32
902	同件	(同)	32
903	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業・サービ ス産業振興課)	33
904	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(同)	35
905	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道 路 管 理 課)	37
906	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	38
907	道路の占用を制限する区域の指定及びその関係図面の縦覧	(同)	38
908	証紙の販売所の所在地を変更した旨の届出	(出 納 局)	39

公 告

公共測量を実施する旨の通知	(公 共 用 地 課)	39
公共測量が終了した旨の通知	(同)	39
土地区画整理組合の設立の認可	(都 市 政 策 課)	40
開発行為に関する工事の完了	(建 築 開 発 課)	40

特 定 調 達 公 告

一般競争入札を行う旨	(保 健 環 境 研 究 所)	40
落札者を決定した旨	(同)	46

公 告 準 則

三重県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和6年11月17日

三重県公安委員会委員長 志 田 幸 雄

三重県公安委員会規則第九号

三重県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

三重県道路交通法施行細則（昭和四十二年三重県公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前			
(再交付申請書等の申請用写真的省略)		(申請による免許の条件の付与等)			
第三十三条 府令第二十九条第三項の公安委員会規則で定める場合は、三重県警察本部交通部運転免許センター運転免許管理課（以下「運転免許管理課」という。）又は警察署に同条第一項の再交付申請書を提出する場合（仮免許に係る免許証の再交付を申請する場合を除く。）とする。		第三十三条 第二十九条の二 法第九十一条の二第一項の規定により条件を付し、又はこれを変更しようとする者は、現に受けている免許に係る免許証を提示し、かつ、運転免許条件申請書（第二十一号様式の二）を提出しなければならない。			
2 府令第二十九条第三項（府令第二十九条の二第二項において準用する場合を含む。）の公安委員会規則で定める場合は、運転免許管理課又は警察署に同条第一項の更新申請書を提出する場合とする。		府令第二十九条第三項（府令第二十九条の二第二項において準用する場合を含む。）の公安委員会規則で定める場合は、三重県警察本部交通部運転免許センター運転免許管理課（以下「運転免許管理課」という。）又は警察署に同条第一項の更新申請書を提出する場合とする。			
第三十二条の二（略）		第三十二条の二（略）			
2 府令第二十条の十第一項の公安委員会規則で定める場合は、運転免許管理課又は警察署に前項の運転経歴証明書交付申請書を提出する場合（代理人が行う場合を除く。）とする。		府令第二十条の十第一項の公安委員会規則で定める場合は、運転免許管理課又は警察署に前項の運転経歴証明書交付申請書を提出する場合とする。			
（運転経歴証明書再交付申請書の様式等）		（運転経歴証明書交付申請書の様式等）			
第三十二条の四（略）		第三十二条の四（略）			
2 府令第二十条の十一第一項の公安委員会規則で定める場合は、運転免許管理課又は警察署に前項の運転経歴証明書再交付申請書を提出する場合（代理人が行う場合を除く。）とする。		（運転経歴証明書再交付申請書の様式）			
別表第一（第二条関係）		別表第一（第二条関係）			
五 一	提出する書類 (略)	経由先 (略)	五 一	提出する書類 (略)	経由先 (略)
六	府令第二十九条の二の二	(略)	六	府令第二十九条の二の二	(略)

八	七	に規定する経由申請書	に規定する経由申請書
		(略)	(略)
		府令第二十条に規定する運転免許記載事項変更届	府令第三十七条の九に規定する国外運転免許証交付
		府令第二十一条に規定する運転免許再交付申請書	府令第二十七条の九に規定する国外運転免許証交付
		府令第二十九条の一に規定する特例更新申請書(優良運転者に係る申請を除く。)	府令第二十九条の一に規定する運転免許証の更新期間前ににおける運転免許証更新
		府令第二十条の九に規定する運転免許取消申請書	府令第二十条の九に規定する運転免許取消申請書
		府令第三十七条の九に規定する国外運転免許証交付申請書	府令第三十二条の一に規定する運転経歴証明書交付申請書
		第三十三条の二に規定する運転経歴証明書記載事項変更届	第三十二条の二に規定する運転経歴証明書交付申請書
		第三十三条の四に規定する運転経歴証明書再交付申請書	第三十二条の四に規定する運転経歴証明書再交付申請書
		第三十七条の十に規定する更新時講習(特定失効者・特定取消処分者)受講申請書(優良運転者講習)、更新時講習受講申請書(一般運転者講習)、更新時講習(特定失効者・特定取消処分者)受講申請書(一般運転者講習)、更新時講習(違反運転者講習)、更新時講習(特定失効者・特定取消処分者)受講申請書(違反運転者講習)、更新時講習受講申請書(特定失効者・特定取消処分者)受講申請書(初回更新者講習)及び更新時講習(特定失効者・特定取消処分者)受講申請書(初回更新者講習)	第三十七条の十に規定する更新時講習(特定失効者・特定取消処分者)受講申請書(優良運転者講習)、更新時講習受講申請書(一般運転者講習)、更新時講習(違反運転者講習)、更新時講習(特定失効者・特定取消処分者)受講申請書(初回更新者講習)及び更新時講習(特定失効者・特定取消処分者)受講申請書(初回更新者講習)
八	七	に規定する経由申請書	に規定する経由申請書
		(略)	(略)
		府令第二十条に規定する運転免許記載事項変更届	府令第二十七条の九に規定する国外運転免許証交付
		府令第二十一条に規定する運転免許再交付申請書	府令第二十七条の九に規定する国外運転免許証交付
		府令第二十九条の一に規定する運転免許証の更新期間前ににおける運転免許証更新	府令第二十九条の一に規定する運転免許証の更新期間前ににおける運転免許証更新
		府令第二十条の九に規定する運転免許取消申請書	府令第二十条の九に規定する運転免許取消申請書
		府令第三十七条の九に規定する国外運転免許証交付申請書	府令第三十二条の一に規定する運転経歴証明書交付申請書
		第三十三条の二に規定する運転経歴証明書記載事項変更届	第三十二条の二に規定する運転経歴証明書交付申請書
		第三十三条の四に規定する運転経歴証明書再交付申請書	第三十二条の四に規定する運転経歴証明書再交付申請書
		第三十七条の十に規定する更新時講習(特定失効者・特定取消処分者)受講申請書(優良運転者講習)、更新時講習受講申請書(一般運転者講習)、更新時講習(違反運転者講習)、更新時講習(特定失効者・特定取消処分者)受講申請書(一般運転者講習)、更新時講習(違反運転者講習)、更新時講習(特定失効者・特定取消処分者)受講申請書(初回更新者講習)及び更新時講習(特定失効者・特定取消処分者)受講申請書(初回更新者講習)	第三十七条の十に規定する更新時講習(特定失効者・特定取消処分者)受講申請書(優良運転者講習)、更新時講習受講申請書(一般運転者講習)、更新時講習(違反運転者講習)、更新時講習(特定失効者・特定取消処分者)受講申請書(初回更新者講習)及び更新時講習(特定失効者・特定取消処分者)受講申請書(初回更新者講習)

別表第三 (第十二条の一関係)

区分	路線名	区间
三 五 九	九 九	(略)
一 〇 〇	(略)	(略)

十二	（略）	（略）	（略）
十一	新申請書（優良運転者に係る申請に限る。）	（略）	（略）
十	（略）	（略）	（略）
九	（略）	（略）	（略）

別表第三 (第十三条の一関係)

第二十一号様式から第二十一号様式の五までを次のように改める。

第21号様式（第32条関係）

(表)

限定解除(条件変更)審査申請書

<input type="checkbox"/> 技能審査合格証明書有
年 月 日 発行

三重県公安委員会 殿

申請種別	1 限定解除 2 眼鏡等（補聴器）条件解除			
限定解除審査を受けようとする者に係る免許の条件				
申請年月日	年 月 日	生年月日	() 年 月 日	
フリガナ				電話番号（自宅・携帯等）
申請者氏名				

現に受けている免許	氏名カナ				生年月日	年 月 日					
	氏名										
	通称名										
	旧姓名										
	本(国)籍										
	住所										
	免許証番号						有効	年 月 日	交付	年 月 日	公安委員会
	二小原	年 月 日	種類								
	その他	年 月 日									
	二種	年 月 日									
色区分											
照会番号											
条件等											

受審番号

合格後の条件

備考欄											
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

視力	裸眼				矯正				視野	右 左	深視力	1回 2回 3回 計	cm	聽力	適否	特記事項		検査者	点検欄
	右	0.1	0.3	0.5	右	0.1	0.3	0.5											
	左	0.1	0.3	0.5	左	0.1	0.3	0.5											
	両	0.5	0.7	0.8	両	0.5	0.7	0.8											

(規格 A 4)

(裏)

証 紙 等 確 認 欄				
	(収入証紙は別に定められた納付書に貼り、この欄には貼らないこと)			

第 21 号様式の 2 削除

第21号様式の3 (第33条の2関係)

運転経歴証明書交付申請書

写真

6か月以内に撮影
無帽・正面に三分身
無背景
30×24mmの写真貼付

三重県公安委員会 殿

申請年月日	年 月 日	生年月日	() 年 月 日
フリガナ	電話番号(自宅・携帯等)		
申請者氏名			

氏名カナ									生年月日	年 月 日
氏 名										
通称名										
旧姓名										
本(国)籍										
住 所										
免許証番号	年 月 日			有効	年 月 日			交付		
二小原	年 月 日	種類								
その他	年 月 日									
二 種	年 月 日									
色区分										
照会番号										
条件等										

変更する項目のみ、太枠内に記入してください。

記載事項変更届	フリガナ				生年月日	昭和 年 月 日
	氏 名				平成 年 月 日	令和
	住 所				性別	男・女

納付欄	備考欄		

代理申請者			続柄			登録欄	点検欄

(規格A4)

第21号様式の4 (第33条の3関係)

運転経歴証明書記載事項変更届

三重県公安委員会 殿

届出年月日	年 月 日	
フリガナ	電話番号（自宅・携帯等）	
届出者氏名		

同居の場合以外は委任状が必要です。

変更する項目のみ、太枠内に記入してください。

記載事項 変更届	フリガナ		生年月日	昭和			
	氏名			平成	年	月	日
	住所			令和			

備考欄

登録欄	点検欄

(規格 A 4)

第21号様式の5（第33条の4関係）

運転経歴証明書再交付申請書

写真

6ヶ月以内に撮影
無帽・正面・三身分
無背景
30×24mmの写真貼付

三重県公安委員会 殿

申請年月日	年 月 日	生年月日	() 年 月 日
フリガナ	電話番号（自宅・携帯等）		
申請者氏名			

現に受けている運転経歴証明書	氏名カナ									生年月日	年 月 日	
	氏名											
	通称名											
	旧姓名											
	本(國)籍											
	住所											
	運転経歴証明書番号									交付	年 月 日	公安委員会
	二小原	年 月 日	免 許 種 別									
	その他	年 月 日										
	二種	年 月 日										
色区分												
照会番号												
条件等												

変更する項目のみ、太枠内に記入してください。

記載事項変更届	フリガナ				生年月日	昭和 年 月 日
	氏名				平成 年 月 日	令和 年 月 日
	住所	三重県			性別	男・女

納付欄	備考欄
-----	-----

代理申請者		続柄		登録欄	点検欄
-------	--	----	--	-----	-----

(規格A4)

補1 1十五号様式の人を次のとおりに改める。

第25号様式の 8 (第37条の10関係)

更新時講習受講申請書(優良運転者講習)

三重県公安委員会 殿

優良運転者講習の受講を申請します。

手 数 料 証 紙 納 付 書					
申 請 年 月 日 納 付 年 月 日	年 月 日				
申 納 請 付 者 者	住所 氏名				
使 用 料 等 の 名 称	更新時講習手数料 (優良運転者講習)				
使 用 料 等 の 金 額	円				
手 数 料 証 紙 は り 付 欄					

備考 手数料証紙は、納付者において消印しないこと。

(規格A4)

総111件中様式の九を次の通り改める。

第25号様式の9（第37条の10関係）

更新時講習受講申請書(一般運転者講習)

三重県公安委員会 殿

一般運転者講習の受講を申請します。

手 数 料 証 紙 納 付 書					
申 請 年 月 日 納 付 年 月 日	年 月 日				
申 請 者 納 付 者	住所 氏名				
使用料等の名称	更新時講習手数料（一般運転者講習）				
使用料等の金額	円				
手 数 料 証 紙 は り 付 欄					

備考 手数料証紙は、納付者において消印しないこと。

(規格A4)

總11十田中機井の十ヶ所のうち11ヶ所ある。

第25号様式の10（第37条の10関係）

更新時講習受講申請書（違反運転者講習）

三重県公安委員会 殿

違反運転者講習の受講を申請します。

手 数 料 証 紙 納 付 書					
申 請 年 月 日 納 付 年 月 日	年 月 日				
申 納 請 付 者 者	住所 氏名				
使用料等の名称	更新時講習手数料（違反運転者講習）				
使用料等の金額	円				
手 数 料 証 紙 は り 付 欄					

備考 手数料証紙は、納付者において消印しないこと。

（規格A4）

補1「十五号様式の十一」を次のよう改める。

第25号様式の11（第37条の10関係）

更新時講習受講申請書(初回更新者講習)

三重県公安委員会 殿

初回更新者講習の受講を申請します。

手 数 料 証 紙 納 付 書				
申 請 年 月 日 納 付 年 月 日	年 月 日			
申 納 請 付 者 者	住所 氏名			
使用料等の名称	更新時講習手数料（初回更新者講習）			
使用料等の金額	円			
手 数 料 証 紙 は り 付 欄				

備考 手数料証紙は、納付者において消印しないこと。

(規格A4)

附 則

- 1 リの規則は、公布の日から施行する。ただし、第111号様式、第111号様式の11から第111号様式の5まで、第115号様式の八、第115号様式の九、第115号様式の十及び第115号様式の十一の改正規定は、令和七年一月五日から、別表第1の改正規定は、令和七年一月11十四日から施行する。
- 2 リの規則の施行の際に改正前の三重県道路交通法施行細則の規定に基づいて提出せられたる申請書及び届出書は、改正後の三重県道路交通法施行細則の規定に基づいて提出せられた申請書及び届出書とみなす。

告 示

三重県告示第 896 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

令和 6 年 12 月 27 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	指定年月日
スズカ調剤薬局白子店	鈴鹿市南江島町 8-5	居宅療養管理指導	令和 6 年 12 月 1 日
スズカ調剤薬局白子店	鈴鹿市南江島町 8-5	介護予防居宅療養管理指導	令和 6 年 12 月 1 日

三重県告示第 897 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 6 年 12 月 27 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	変更事項	変更内容		変更年月日
				新	旧	
みよの台薬局 桃の木店	度会郡玉城町蚊野 2148-3	居宅療養管理指導	名称	みよの台薬局 桃の木店	志宝薬局 桃の木店	令和 6 年 9 月 1 日
みよの台薬局 桃の木店	度会郡玉城町蚊野 2148-3	介護予防居宅療養管理指導	名称	みよの台薬局 桃の木店	志宝薬局 桃の木店	令和 6 年 9 月 1 日
みよの台薬局 嬉野店	松阪市嬉野町 1424-1	居宅療養管理指導	名称	みよの台薬局 嬉野店	志宝薬局 嬉野店	令和 6 年 9 月 1 日
みよの台薬局 嬉野店	松阪市嬉野町 1424-1	介護予防居宅療養管理指導	名称	みよの台薬局 嬉野店	志宝薬局 嬉野店	令和 6 年 9 月 1 日
ハローケア 訪問看護ステーション緑ヶ丘	伊賀市上野桑町 1777 番地 1F	訪問看護	所在地	伊賀市上野桑町 1777 番地 1F	伊賀市緑ヶ丘本町 1606	令和 6 年 11 月 1 日
ハローケア 訪問看護ステーション緑ヶ丘	伊賀市上野桑町 1777 番地 1F	居宅介護支援	所在地	伊賀市上野桑町 1777 番地 1F	伊賀市緑ヶ丘本町 1606	令和 6 年 11 月 1 日
ハローケア 訪問看護ステーション緑ヶ丘	伊賀市上野桑町 1777 番地 1F	介護予防訪問看護	所在地	伊賀市上野桑町 1777 番地 1F	伊賀市緑ヶ丘本町 1606	令和 6 年 11 月 1 日

三重県告示第 898 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

令和 6 年 12 月 27 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	指定年月日
-----------	-----	-------------	-------

スズカ調剤薬局白子店	鈴鹿市南江島町 8-5	居宅療養管理指導	令和 6 年 12 月 1 日
スズカ調剤薬局白子店	鈴鹿市南江島町 8-5	介護予防居宅療養管理指導	令和 6 年 12 月 1 日

三重県告示第 899 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（同法第 54 条の 2 第 5 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 6 年 12 月 27 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	変更事項	変更内容		変更年月日
				新	旧	
みよの台薬局 桃の木店	度会郡玉城町蚊野 2148-3	居宅療養管理指導	名称	みよの台薬局 桃の木店	志宝薬局 桃の木店	令和 6 年 9 月 1 日
みよの台薬局 桃の木店	度会郡玉城町蚊野 2148-3	介護予防居宅療養管理指導	名称	みよの台薬局 桃の木店	志宝薬局 桃の木店	令和 6 年 9 月 1 日
みよの台薬局 嬉野店	松阪市嬉野町 1424-1	居宅療養管理指導	名称	みよの台薬局 嬉野店	志宝薬局 嬉野店	令和 6 年 9 月 1 日
みよの台薬局 嬉野店	松阪市嬉野町 1424-1	介護予防居宅療養管理指導	名称	みよの台薬局 嬉野店	志宝薬局 嬉野店	令和 6 年 9 月 1 日
ハローケア 訪問看護ステーション緑ヶ丘	伊賀市上野桑町 1777 番地 1F	訪問看護	所在地	伊賀市上野桑町 1777 番地 1F	伊賀市緑ヶ丘本町 1606	令和 6 年 11 月 1 日
ハローケア 訪問看護ステーション緑ヶ丘	伊賀市上野桑町 1777 番地 1F	居宅介護支援	所在地	伊賀市上野桑町 1777 番地 1F	伊賀市緑ヶ丘本町 1606	令和 6 年 11 月 1 日
ハローケア 訪問看護ステーション緑ヶ丘	伊賀市上野桑町 1777 番地 1F	介護予防訪問看護	所在地	伊賀市上野桑町 1777 番地 1F	伊賀市緑ヶ丘本町 1606	令和 6 年 11 月 1 日

三重県告示第 900 号

次の者に係る森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 2 の規定による保安林の指定施業要件を変更する旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容を津市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和 6 年 12 月 27 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

第 1

1 通知することができない者の氏名

磯田 貞吉

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美杉町丹生俣字東又 1111、字庄司 1144 の 25、1196 の 1

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 2

1 通知することができない者の氏名

磯田 成紀

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美杉町丹生俣字木地屋 1206

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 3

1 通知することができない者の氏名

磯田 繁

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美杉町丹生俣字東又 1116 の 6、字庄司 1136 の 58、1136 の 65、1144 の 5

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 4

1 通知することができない者の氏名

磯田 英一

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美杉町丹生俣字木戸 974 の 2、字東又 1090 の 5、1093、1099、1101、1106、1108 から 1110 まで、1112、1116 の 7、字庄司 1136 の 10、1136 の 15、1136 の 32、1136 の 36、1136 の 40、1136 の 44、1136 の 46、1136 の 49、1144 の 20、1144 の 21、1144 の 25、1144 の 28、1198、1199、字阿渕 1132 の 1、1133 の 1 から 1133 の 3 まで、字木地屋 1238、1242、1244 の 1、1244 の 2、1259、1265、1265 の 1

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 5

1 通知することができない者の氏名

磯田 明大

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美杉町丹生俣字庄司 1148

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 6

1 通知することができない者の氏名

磯田 佳男

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美杉町丹生俣字東又 1116 の 2、1116 の 10、1116 の 12、字庄司 1136 の 13、1136 の 17、1136 の 35、1136 の 37、1136 の 39、1136 の 45、1136 の 48、1136 の 74、1150 の 1、字木地屋 1260、1266 の 1

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 7

1 通知することができない者の氏名

海住 秀作

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美杉町丹生俣字庄司 1136 の 14

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 8

1 通知することができない者の氏名

河野 宏通

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美杉町丹生俣字木地屋 1262 の 1

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 9

1 通知することができない者の氏名

小竹 五夫

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美杉町丹生俣字庄司 1136 の 77

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 10

1 通知することができない者の氏名

小竹 いね

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美杉町丹生俣字庄司 1136 の 28、1136 の 72、1136 の 76

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 11

1 通知することができない者の氏名

小竹 留吉

2 通知の要旨

- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
津市美杉町丹生俣字木戸 1078
- (2) 保安林として指定された目的
水源の涵養
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 12

1 通知することができない者の氏名

小竹 はつ枝

2 通知の要旨

- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
津市美杉町丹生俣字庄司 1151 の 1
- (2) 保安林として指定された目的
水源の涵養
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 13

1 通知することができない者の氏名

小竹 濱吉

2 通知の要旨

- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
津市美杉町丹生俣字庄司 1136 の 2
- (2) 保安林として指定された目的
水源の涵養
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 14

1 通知することができない者の氏名

小竹 美市

2 通知の要旨

- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美杉町丹生俣字木地屋 1258

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 15

1 通知することができない者の氏名

小林 梅次郎

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美杉町丹生俣字庄司 1136 の 2

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 16

1 通知することができない者の氏名

小林 和市

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美杉町丹生俣字庄司 1136 の 2

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 17

1 通知することができない者の氏名

小林 金一

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美杉町丹生俣字東又 1088 の 1

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 18

1 通知することができない者の氏名

小林 小三郎

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美杉町丹生俣字庄司 1136 の 2

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 19

1 通知することができない者の氏名

小林 高人

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美杉町丹生俣字木戸 1037 から 1040 まで、1044 から 1049 まで、1046 の 1、1048 の 1、1074 から 1077 まで

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 20

1 通知することができない者の氏名

小林 知央

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美杉町丹生俣字木戸 1037 から 1040 まで、1044 から 1049 まで、1046 の 1、1048 の 1、1074 から 1077 まで

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 21

1 通知することができない者の氏名

小林 久一

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美杉町丹生俣字阿渕 1120

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 22

1 通知することができない者の氏名

小林 辨次郎

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美杉町丹生俣字阿渕 1126 の 2、1128 の 5

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 23

1 通知することができない者の氏名

齋藤 秀樹

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美杉町丹生俣字木戸 974 の 19

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 24

1 通知することができない者の氏名

芝山 久夫

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美杉町丹生俣字東又 1090 の 12

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 25

1 通知することができない者の氏名

田中 喜八

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美杉町丹生俣字東又 1116 の 9、字庄司 1136 の 12、1136 の 20、1136 の 47

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 26

1 通知することができない者の氏名

田中 才次郎

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美杉町丹生俣字東又 1116 の 9、字庄司 1136 の 12、1136 の 20、1136 の 47

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 27

- 1 通知することができない者の氏名

平尾 保雄

- 2 通知の要旨

- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美杉町丹生俣字庄司 1136 の 2

- (2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 28

- 1 通知することができない者の氏名

丸林 六兵衛

- 2 通知の要旨

- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美杉町丹生俣字木地屋 1263 の 1

- (2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 29

- 1 通知することができない者の氏名

三浦 一郎

- 2 通知の要旨

- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美杉町丹生俣字庄司 1147

- (2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 30

1 通知することができない者の氏名

三浦 清一

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美杉町丹生俣字阿渕 1120

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画
で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 31

1 通知することができない者の氏名

三浦 重吉

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美杉町丹生俣字庄司 1136 の 2

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画
で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 32

1 通知することができない者の氏名

三浦 久生

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美杉町丹生俣字庄司 1136 の 54

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画
で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 33

- 1 通知することができない者の氏名

山下 二三枝

- 2 通知の要旨

- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美杉町丹生俣字庄司 1136 の 73

- (2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 34

- 1 通知することができない者の氏名

山中 光久

- 2 通知の要旨

- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美杉町丹生俣字庄司 1146 の 1

- (2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 35

- 1 通知することができない者の氏名

和氣 由美子

- 2 通知の要旨

- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美杉町丹生俣字東又 1100、字庄司 1136 の 27、1153 の 1

- (2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 901 号

次の者に係る森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 2 の規定による保安林の指定施業要件を変更する旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容をいなべ市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和 6 年 12 月 27 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 通知することができない者の氏名

近藤 優

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

いなべ市北勢町阿下喜字久保 943

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及びいなべ市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 902 号

次の者に係る森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による保安林の指定施業要件を変更する予定である旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容を津市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和 6 年 12 月 27 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

第 1

1 通知することができない者の氏名

奥坂 長次郎

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美杉町八知字柿木谷 7586 の 1

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 2

1 通知することができない者の氏名

辻村 淳二

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美杉町上多氣字野谷 441 の 1、441 の 2、442

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 3

1 通知することができない者の氏名

斎藤 末藏

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美杉町上多氣字小屋ノ谷 439 の 14

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 903 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から新設の届出がなされたので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2

意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 6 年 12 月 27 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ラ・ムー四日市南店

四日市市小古曽東一丁目 76 番地 1 ほか 11 筆

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
大黒天物産株式会社	岡山県倉敷市西中新田 297 番地 1	大賀 昭司

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
大黒天物産株式会社	岡山県倉敷市西中新田 297 番地 1	大賀 昭司

- 3 大規模小売店舗の新設をする日

令和 7 年 8 月 11 日

- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,937 m²

- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数及び位置

駐車場	収容台数	位 置
駐車場	69 台	縦観による
合 計	69 台	

- (2) 駐輪場の収容台数及び位置

駐輪場	収容台数	位 置
駐輪場	55 台	縦観による
合 計	55 台	

- (3) 荷さばき施設の面積及び位置

荷さばき施設	面 積	位 置
荷さばき施設	96.0 m ²	縦観による
合 計	96.0 m ²	

- (4) 廃棄物等の保管施設の容量及び位置

廃棄物保管施設	容 量	位 置
廃棄物保管施設 1	5.76 m ³	縦観による
廃棄物保管施設 2	7.65 m ³	縦観による
合 計	13.41 m ³	

- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
大黒天物産株式会社	24 時間営業	

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	駐車可能時間帯
駐車場	24 時間

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場	出入口の数	位 置
駐車場	2 箇所	縦観による
合 計	2 箇所	

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設	午前 6 時から午後 10 時まで

- 7 届出の日

令和 6 年 12 月 10 日

- 8 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

9 届出等の縦覧の期間及び時間

令和6年12月27日から令和7年4月28日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第904号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2

意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和6年12月27日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

エディオン四日市北店
四日市市富州原町221-1

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社大松	愛知県名古屋市名東区猪子石三丁目911番地	松国 宣英

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社大松	愛知県名古屋市東区東桜2丁目3番10号	松国 宣英

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社エディオン	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目22番21号	岡嶋 昇一
株式会社サークルKサンクス	愛知県稻沢市天池五反田町1番地	竹内 修一

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社エディオン	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目22番21号	久保 允誉
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目1番21号	細見 研介
株式会社G-7 スーパーマート	兵庫県神戸市須磨区弥栄台4丁目8-1	関 大作
未定	—	—

(3) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 2,861 m²

(変更後) 4,753 m²

(4) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数及び位置

(変更前)

駐車場	収容台数	位 置
駐車場1	447台	縦覧による
駐車場2	120台	縦覧による
駐車場3	121台	縦覧による

合 計	688 台	
-----	-------	--

(変更後)

駐車場	収容台数	位 置
駐車場 1	285 台	縦覧による
合 計	285 台	

イ 駐輪場の収容台数及び位置

(変更前)

駐輪場	収容台数	位 置
駐輪場 1	40 台	縦覧による
駐輪場 2	80 台	縦覧による
駐輪場 3	50 台	縦覧による
駐輪場 4	8 台	縦覧による
合 計	178 台	

(変更後)

駐輪場	収容台数	位 置
駐輪場 1	6 台	縦覧による
駐輪場 2	80 台	縦覧による
駐輪場 3	50 台	縦覧による
駐輪場 4	8 台	縦覧による
合 計	144 台	

ウ 荷さばき施設の面積及び位置

(変更前)

荷さばき施設	面 積	位 置
荷さばき施設 1	76 m ²	縦覧による
荷さばき施設 2	29 m ²	縦覧による
荷さばき施設 3	15 m ²	縦覧による
合 計	120 m ²	

(変更後)

荷さばき施設	面 積	位 置
荷さばき施設 1	76 m ²	縦覧による
荷さばき施設 2	29 m ²	縦覧による
荷さばき施設 3	15 m ²	縦覧による
荷さばき施設 4	30 m ²	縦覧による
荷さばき施設 5	15 m ²	縦覧による
合 計	165 m ²	

エ 廃棄物等の保管施設の容量及び位置

(変更前)

廃棄物保管施設	容 量	位 置
廃棄物保管施設 1	21 m ³	縦覧による
廃棄物保管施設 2	27 m ³	縦覧による
廃棄物保管施設 3	27 m ³	縦覧による
廃棄物保管施設 4	4 m ³	縦覧による
合 計	79 m ³	

(変更後)

廃棄物保管施設	容 量	位 置
---------	-----	-----

廃棄物保管施設 1	21 m ³	縦覧による
廃棄物保管施設 2	27 m ³	縦覧による
廃棄物保管施設 3	27 m ³	縦覧による
廃棄物保管施設 4	4 m ³	縦覧による
廃棄物保管施設 5	20 m ³	縦覧による
合 計	99 m ³	

(5) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社エディオン	午前 10 時	午後 9 時
株式会社サークルKサンクス	24 時間営業	

(変更後)

氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社エディオン	午前 10 時	午後 9 時
株式会社ファミリーマート	24 時間営業	
株式会社G-7 スーパーマート	午前 9 時	午後 9 時
未定	午前 9 時	午後 9 時

イ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)

荷さばき施設	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設 1	午前 9 時から午後 6 時まで
荷さばき施設 2	午前 9 時から午後 6 時まで
荷さばき施設 3	24 時間

(変更後)

荷さばき施設	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設 1	午前 9 時から午後 6 時まで
荷さばき施設 2	午前 9 時から午後 6 時まで
荷さばき施設 3	24 時間
荷さばき施設 4	午前 6 時から午後 10 時まで
荷さばき施設 5	午前 6 時から午前 8 時まで

3 変更年月日

2(1) 平成 28 年 9 月 28 日

2(2) 令和 5 年 7 月 20 日

2(3)、(4) 及び(5) 令和 7 年 8 月 6 日

4 変更理由

2(1) 及び(2) 設置者の住所及び小売業者の変更等があったため

2(3)、(4) 及び(5) 小売業者の入退店に伴う店舗運営計画の見直しのため

5 届出の日

令和 6 年 12 月 5 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 6 年 12 月 27 日から令和 7 年 4 月 28 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。
なお、関係図面は、三重県国土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供します。

令和6年12月27日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

第1

- 1 道路の種類 県道
2 路 線 名 時下野尻線
3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
いなべ市藤原町鼎字下戸ノ谷 270番1地先から いなべ市藤原町上相場字友谷 2535番1地先まで	旧	11.7~28.0	21.5
	新	11.7~35.9	21.5

第2

- 1 道路の種類 県道
2 路 線 名 津関線
3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
津市大谷町 194番8地先から 津市大谷町 200番21地先まで	旧	16.0~16.6	22.9
	新	16.5~21.4	22.9

第3

- 1 道路の種類 県道
2 路 線 名 上浜高茶屋久居線
3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
津市白塚町字弁天 4938番2地先内	旧	9.4~17.3	43.7
	新	13.8~21.7	43.7

第4

- 1 道路の種類 県道
2 路 線 名 紀宝川瀬線
3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
南牟婁郡紀宝町鶴殿字六反田 780番16地先から 南牟婁郡紀宝町鶴殿字久保 809番19地先まで	旧	12.1~32.9	134.5
	新	12.1~30.5	134.5

三重県告示第906号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、関係図面は、三重県国土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供します。

令和6年12月27日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 時下野尻線	いなべ市藤原町鼎字中山 234番地先から いなべ市藤原町上相場字友谷 2433番1地先まで	令和6年12月27日
県道 津関線	津市大谷町 194番8地先から 津市大谷町 200番21地先まで	令和6年12月28日
県道 信楽上野線	伊賀市西高倉字大谷山 1078番2地先から 伊賀市西高倉字大谷山 1016番1地先まで	令和6年12月27日
県道 種生奥鹿野線	伊賀市老川字長谷 1091番5地先から 伊賀市老川字長谷 1091番1地先まで	令和6年12月27日

三重県告示第907号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定しますので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

なお、関係図面は、三重県国土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供します。

令和6年12月27日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 道路の種類及び路線名

道路の種類	路 線 名	占用を制限する区域	占用制限の開始日
県道	津闕線	津市大谷町194番8地先から 津市大谷町200番21地先まで	令和6年12月28日

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用制限の開始日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用制限の理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止する。

三重県告示第908号

三重県証紙条例（昭和40年三重県条例第12号）第5条第1項の規定により指定した証紙の販売人から、販売所の所在地を次のとおり変更した旨の届出がありました。

令和6年12月27日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

販売人の名称	販売所の名称	所 在 地		変更年月日
		旧	新	
一般社団法人 三重県畜産協会	津市桜橋一丁目649番地	津市栄町一丁目891番地		令和6年12月1日

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県熊野建設事務所長から通知がありました。

令和6年12月27日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 作業種類

公共測量（用地測量）

2 作業期間

令和6年10月15日から令和7年3月3日まで

3 作業地域

南牟婁郡紀宝町浅里

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和6年11月29日に終了した旨、三重県桑名建設事務所長から通知がありました。

令和6年12月27日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 作業種類

公共測量（用地測量）

2 作業地域

いなべ市北勢町二之瀬

土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 14 条第 1 項の規定により、桑名市播磨西部土地区画整理組合の設立を次のとおり認可しました。

令和 6 年 12 月 27 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 組合の名称
桑名市播磨西部土地区画整理組合
- 2 事業施行期間
令和 6 年 12 月 27 日から令和 17 年 3 月 31 日まで
- 3 施行地区
桑名市大字播磨字笹尾、仏谷、奥上谷、大代、欠之前、大字下深谷部字桃ノ木谷、小次郎谷、鞍之谷、山王、蛇谷、大字蛎塚新田字欠ノ前、大谷、大字西方字鳩ヶ巣及び陽だまりの丘一丁目の各一部
- 4 事務所の所在地
桑名市中央町二丁目 36 番地
- 5 設立認可の年月日
令和 6 年 12 月 27 日
- 6 事業年度
初年度は令和 6 年 12 月 27 日から令和 7 年 3 月 31 日まで、次年度以降は毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日まで
- 7 公告の方法
組合の事務所の掲示場及び桑名市役所の掲示場に掲示して行います。

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 6 年 12 月 27 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和 6 年 12 月 12 日	いなべ市員弁町畑新田字北垣内 235-1	桑名市大字蓮花寺 737-10 岡林 大輔
令和 6 年 12 月 18 日	員弁郡東員町大字六把野新田字大田 131	愛知県名古屋市中区丸の内 2 丁目 16-4 チサンマンション丸の内第 6-401 エスワイトラスト不動産株式会社 代表取締役 安海 章太郎

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 5 条の規定により公告します。

令和 6 年 12 月 27 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 入札に付する事項
 - (1) 委託業務名
令和 6~9 年度 三重県保健環境研究所清掃業務委託
 - (2) 委託業務の特質等
委託業務に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
 - (3) 委託期間
契約締結の日から令和 10 年 3 月 31 日（金）までとします。
ただし、契約の履行期間は、令和 7 年 4 月 1 日（火）から令和 10 年 3 月 31 日（金）までとします。
 - (4) 委託業務履行場所

三重県四日市市桜町 3684 番 11 地内

(5) 総合評価方式による一般競争入札

本件入札は、物件関係における総合評価一般競争入札試行要領に基づき、入札時に、価格及び価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式による一般競争入札です。

2 競争入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱（以下「落札停止要綱」といいます。）により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

エ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）第 12 条の 2 第 1 項第 1 号又は第 8 号、及び第 7 号に掲げる事業について都道府県知事の登録を受けていること。

オ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 6 条に定める建築物環境衛生管理技術者を有し、当該施設の選任技術者として配置できること。

カ 過去 5 年間に、事務所等の建築物で延べ面積 3,000 m² 以上の規模のものにおいて、清掃業務を通算 3 年以上履行した実績（6 月以上継続の清掃業務実績）があること。

キ 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に加入（適用除外を含みます。）していること。

3 入札に関する事項

(1) 本件入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本件入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。調達システム未登録の者は、4(1)の申請をするまでに 13 の調達システム利用登録申請を担当する所属に調達システム利用登録申請（以下「利用登録申請」といいます。）を行い、登録確認を受けてください。

なお、本件入札は特定調達（W T O）案件であるため、書面により参加する場合は利用登録申請に使用電子証明届（I C カード使用届）は不要とします。

(3) 調達システム利用登録者が本システムにより本件入札の 4(1)の申請をした後は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については、「三重県電子調達システム（物件等）運用基準」によります。

4 入札参加者及び落札候補者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、本システムより(1)の競争入札参加資格確認申請を 12(2)の方法により行い、

2(1)の競争入札参加資格があることの確認を受けてから入札書の提出を行ってください。

また、書面により入札に参加する者にあっては、(1)の競争入札参加資格確認申請書（紙入札用）を提出し、2(1)の競争入札参加資格があることの確認を受けた場合は、書面により参加することができます。書面による入札書提出方法については、12(5)をご確認ください。

なお、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(5)までの書類を 12(7)の締切日時までに提出していました。

また、提出した書類等について、説明をお願いする場合があります。

(1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第 4 条第 1 項に定める申請

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その 3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

(3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあっては、三重県が賦課徴収を所管する全ての県税に係る「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

(4) 2(2)カを証明する書類（技術提案書の提出時に確認できる場合は不要です。）

(5) 2(2)キを証明する書類

5 技術提案書の作成について

- (1) 評価基準表及び評価項目に関する調書に基づき作成してください。
- (2) 提出部数は、2部（正本1部及び複写用の副本1部）とします。
- (3) 原稿サイズはA4を基本（当該業務に係る従事予定計画表等でA4では収まらない場合は、A3を認めます。）とし、両面使用によりページ数は概ね200ページまでとしてください。また、フラットファイル等で製本してください。
- (4) 正本・副本共に、目次及びページを付し、正本のみインデックスを付けてください（副本は当方で複写用として使用するため、インデックスは付けず、ホッチキス止めもしないでください。）。
- (5) 製本の編綴順序は、評価基準表の評価項目順序のとおりに編綴してください。
- (6) 一旦提出された技術提案書への修正、追加等は一切受理しません。また、技術提案書聴取会においても同様とします。なお、採点する上で追加書類が相当と考えられる場合、期日を指定して追加書類の提出を求める場合があります。
- (7) 技術提案書提出時に配置予定として選任された建築物環境衛生管理技術者は、契約時に四日市市へ選任を届け出て受理されない場合、不誠実な行為とみなし契約解除するとともに、落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。
- (8) 契約締結後において、評価対象の有資格者の人数が提案書に記載された有資格者数を下回っていた場合、不誠実な行為とみなし契約解除するとともに、落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。
 - ア 建築物環境衛生管理技術者
 - イ ビルクリーニング技能士
 - ウ 清掃作業監督者
- (9) 契約後において、配置された清掃員の平均実務経験年数を確認します。その平均経験年数が提案書に記載された年数を下回っていた場合、不誠実な行為とみなし契約解除するとともに、落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。

6 技術提案書聴取会の実施について

- (1) 評価基準表に沿って技術提案書聴取会を行いますので、選任予定の建築物環境衛生管理技術者は必ず出席をお願いします。出席者は、選任予定の建築物環境衛生管理技術者を含めて3名以内とします。また、経営状況の説明を求める場合がありますので、選任予定の建築物環境衛生管理技術者以外に、経営状況について説明できる方の出席をお願いします（なお、建築物環境衛生管理技術者が経営状況を説明できる場合は除きます。）。
- (2) 選任予定の建築物環境衛生管理技術者が技術提案書聴取会に出席できない場合は、評価基準表の聴取項目の評価項目の評価は0点とします。
- (3) 提出された技術提案書の研修体制（規定）、研修実績、実施計画書、いずれかの提出が無いと認めた場合は、提案書聴取を実施せず、技術評価点を0点とします。また、技術評価点が0点となった場合は、落札候補者としません。
- (4) 落札資格要件を満たさない場合は、開札の後、無効とし、落札者としません。

7 落札者の決定方法について

- (1) 別記「落札者決定基準」によるものとします。
- (2) 落札候補者について、2(2)の落札資格の確認を行った後に落札決定を行います。
- (3) 入札保証金は、入札金額の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。）第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。なお、入札保証金の納付が必要な場合は、競争入札参加資格の結果を通知する際に別途連絡します。

8 低入札価格調査制度に関する事項

- (1) 予定価格の制限の範囲内で申込みをした者のうち総合評価方式により評価値が最も高い者の当該入札価格に100分の110を乗じて得た額が、低入札価格調査の基準価格（以下「調査基準価格」といいます。）を下回った場合には、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第2項の規定により低入札価格調査を実施します。
 - (2) 調査基準価格を下回る額による入札が行われ、その者が落札候補者となった場合は、落札決定を保留し低入札価格調査の実施後に落札者を決定します。
- また、当該落札候補者は、指定期日までに関係書類一式を提出するとともに、後日実施される聴取調査を

受けなければなりません。

なお、その者が失格となった場合には、次順位者（次順位の落札候補者が低入札価格調査対象入札者の場合に限ります。）へ同様の調査を実施するものとします。この指定期日までに関係書類一式を提出しない等、低入札に係る調査に協力しない場合は、不誠実な行為とみなし、落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。

9 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりです。
- (2) 契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去 3 年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書をご提出いただく場合があります。

- (3) 契約は、14 に記載する所属で行います。
- (4) 契約書は 2 通作成し、双方各 1 通を保有します。

なお、契約金額は入札書に記載された金額の 100 分の 110 に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします。

10 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

11 その他

- (1) 当該入札に質疑（入札手続き、参加資格、仕様内容、契約内容等の入札・契約に関する一切の事項）がある場合は、12(1)にある締切日時までに行うものとします。
(※ 回答に時間がかかる場合がありますので、お早めにお願いします。)
- (2) 本件入札の事項その他に關し疑義がある場合は、入札事務担当所属に説明を求め、十分ご承知おきください。入札後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできません。
- (3) 本件入札の参加にあたり、国内の法律及び三重県における諸規程を遵守し、仕様書等に基づき適正な入札を行わなければなりません。
- (4) 契約の相手方となった場合には、仕様書等に記載された内容等を遵守し、誠実に契約を履行しなければなりません。
- (5) 契約の相手方となった場合には、三重県が定める個人情報の取扱規定を遵守しなければなりません。
- (6) その他必要な事項は、規則及び三重県電子調達システム（物件等）運用基準等に規定するところによります。
- (7) 入札参加者が 1 者になった場合は、入札を中止又は延期する場合があります。
- (8) 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし、落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。
- (9) 技術提案書等提出された書類の返却は、一切行いません。
- (10) 技術提案書等の作成にかかる経費については、同提案書提出者の負担とします。
また、入札等に関する経費においても同様とします。
- (11) 本件入札手続において政府調達協定に苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合には、本件入札手続の停止等を行うことがあります。

12 期間の設定

- (1) 質疑等の提出締切日時

令和 7 年 1 月 15 日（水）10 時までに、本システムから質疑等を行ってください。ただし、書面による入札参加者にあっては、提出締切日時までに、14 に記載する所属へ書面（FAX 可）により質疑申請を行って

ください。

質疑の回答は、令和7年1月17日（金）17時までに、本システムの「質問回答」又は「入札情報サービスシステム」の「入札予定（公告）詳細情報」で行います。

質疑申請提出の有無にかかわらず、入札書提出前には必ず質疑申請の回答状況を確認してください。

(2) 競争入札参加資格確認申請書の提出締切日時

令和7年1月22日（水）10時までに、本システムの「資格確認」の「確認申請提出」により行ってください。ただし、書面による入札参加者にあっては、提出締切日時までに「競争入札参加資格確認申請書（紙入札用）」に必要事項を記載し、14に記載する所属に郵便、民間事業者による信書便又は持参により提出してください。

結果通知は、本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合、令和7年1月27日（月）17時までに本システム上で通知を行います。また、書面による競争入札参加資格確認申請の場合、令和7年1月27日（月）17時までに通知書を発送します。

(3) 技術提案書等提出の日時及び方法等

参加資格の結果通知日の翌日から令和7年2月4日（火）15時までに、14に記載する所属へ、原則、郵送で提出してください。郵送による場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便としてください。ただし、梱包重量制限により郵送できない場合は、持参によることも認めることとしますが、その場合はあらかじめ、14に記載する所属に持参する日時について調整を行ってください。

また、郵送とする場合は封筒等の外側に「三重県保健環境研究所清掃業務委託技術提案書等在中」と記載してください。

(4) 技術提案書聴取会の実施

ア 日程は次のとおりです。

なお、提案者が多数の場合は日程を追加する場合があります。

令和7年2月20日（木）予定

イ 具体的な日時及び場所は後日連絡します。

ウ 技術提案書聴取会の所要時間は30分とし、うち説明は15分以内とします。

エ 出席者は、選任予定の建築物環境衛生管理技術者を含め3名以内とします。

(5) 入札書提出の締切日時及び方法

令和7年2月27日（木）10時までに本システムにより提出してください。

※ 入札書提出時には、入札金額内訳書の提出を要します。

提出を要する入札金額内訳書が次のいずれかに該当する者の入札については、規則第71条第7号により無効とします。

ア 入札金額内訳書を提出しないもの

イ 入札金額内訳書の金額と入札額が一致していないもの

ウ 一括値引き、減額の項目が計上されているもの

エ 記載すべき項目が欠けているもの

オ その他不備があるとき（記載すべき内容又は指示した事項に誤りがあるなど、担当する所属が不備と判断するもの等）

※ 提出された入札金額内訳書の取扱いについて

ア 入札金額内訳書は返却しません。また、入札金額内訳書は契約上の権利・義務が生じるものではありません。

イ 入札金額内訳書の差し替え、再提出は認めません。

（再度入札を行う場合）別途通知します。

書面により入札書を提出する場合は、「一般書留郵便又は簡易書留郵便」により、令和7年2月27日（木）10時までに、下記に指定する郵便局へ「局留郵便」として到着するよう送付してください。なお、入札書は郵便局留め期間の10日を経過すると差出人に返送されますので、日数を考慮して投函してください。

（指定する郵便局）

三重県四日市市智積町6227 四日市西郵便局

※ 封筒には提出する案件名のほか、次のように記載してください。

指定する郵便局の郵便番号：512-8799

指定する郵便局の住所：三重県四日市市智積町6227

指定する郵便局：四日市西郵便局留め

受取人：三重県保健環境研究所 企画調整室 企画調整課

案件名：「三重県保健環境研究所清掃業務委託」入札書在中

※ 入札書には入札価格並びに入札者の住所及び氏名（法人にあっては、法人の所在地、法人名及び代表者名。以下同じです。）を記入してください。

入札者は、入札書を封筒に入れ封印し、氏名、住所、案件名等を表記してください。

(6) 開札の日時及び場所

日時 令和7年2月27日（木）11時00分

場所 14に記載する所属

※ 入札書を提出された事業者で開札への立ち会いを希望される場合は、事前に14に記載する所属に連絡してください。

(7) 落札候補者に求める書類提出の締切日時及び場所

落札候補者にあっては、令和7年3月3日（月）15時までに4(2)から(5)までの書類を14に記載する所属へ提出してください。ただし、再度入札を行った場合は別途提出期限を定めます。

また、提出した書類等について、説明をお願いする場合があります。

13 調達システム利用登録申請を担当する所属

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県出納局会計支援課 企画支援班

電話 059-224-2785/2787 FAX 059-224-2784

14 入札・契約に関する事務を担当する所属

〒512-1211 三重県四日市市桜町3684-11

三重県保健環境研究所企画調整室企画調整課 担当 久安

電話 059-329-3800 FAX 059-329-3004

15 Summary

(1) Subject Matter of the Contract:

Cleaning Service of Health and Environment Research Institute, Mie Prefecture

(2) Bid Submission Deadline:

Bids submitted electronically must be received by 10:00 A.M. on Thursday, February 27, 2025.

(3) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 11:00 A.M. on Thursday, February 27, 2025.

(4) Managing Authority:

Planning and Coordination Division, Health and Environment Research Institute, Mie Prefecture

3684-11 Sakura-cho, Yokkaichi city, Mie, 512-1211, Japan

TEL:059-329-3800

別記「落札者決定基準」

最適な事業者を選定するため、入札価格の評価（価格評価点）に技術内容の評価（技術評価点）を加算する総合評価一般競争入札を採用し、総得点の最も高い入札者を落札候補者とします。

落札者の決定に当たっては、当該落札候補者の落札資格確認を行った後に落札決定します。

1 入札価格の評価

入札価格の評価は、評価基準価格を基準（0点）に調査基準価格を満点（200点）とし、次に示す計算式により算出します。

価格評価点=200×(評価基準価格-入札価格)/(評価基準価格-調査基準価格)

※ ただし、入札価格が調査基準価格以下の場合の評価は、一律満点とします。

※ 入札価格が予定価格を超えた場合は、落札候補者としません。

※ 価格は全て税抜きとします。

2 技術内容の評価

別表「評価基準表」技術評価に掲げる要件に基づき、提案書等の評価に当たり提案内容を公平かつ客観的に評価し、提案内容（聴取を含む）を審査し技術評価点を算出します。

3 総合評価の方法及び落札候補者の決定方法

上記1及び2で評価した「価格評価点」及び「技術評価点」の合計点が最も高い入札者を落札候補者としま

す。

4 有効数字

「価格評価点」「技術評価点」の算出は、小数点以下を切り捨てとします。

5 合計点数の最も高い者が2以上あるとき（同点のとき）の対応

(1) 入札者それぞれの「価格評価点」と「技術評価点」が異なる場合

「技術評価点」が高い入札者を落札候補者とします。

(2) 入札者それぞれの「価格評価点」と「技術評価点」が同じ場合

ア 「技術評価点」のうち、技術要件項目の評価点が異なる場合にあっては、技術要件項目の評価点が高い入札者を落札候補者とします。

イ 技術要件項目の評価点においても同じ場合にあっては、「入札価格」が低い入札者を落札候補者とします。

ウ 技術要件項目の評価点においても同じ場合にあって、さらに「入札価格」が同じ場合にあっては、くじ引きにて、落札候補者を決定するものとします。

6 評価項目及び配点方法について

「価格評価点」と「技術評価点」の得点配分は1:1.2とし、「価格評価点」200点、「技術評価点」240点の計440点満点とします。

評価項目毎の点数配分は別表「評価基準表」のとおりです。

【別表】評価基準表

評価区分	評価項目		評価点		
	大項目	中項目	評価区分	大項目	中項目
価格評価	価格要件	調査基準価格との比較	200		
技術評価	技術要件 (清掃)	研修体制	240	144	28
		履行体制及び品質保証取組			88
		苦情処理			7
		検査体制			14
		顧客満足度向上への取組			7
	企業要件	契約実績		48	20
		従業員の雇用			10
		次世代育成支援活動			10
		地域社会貢献活動			8
	全般	業務の取組姿勢		48	48
合 計			440		

7 低入札価格調査制度について

調査基準価格に満たない額による入札が行われ、その者が落札候補者となった場合は、落札の決定を保留し、低入札価格調査の実施後に落札者を決定します。

なお、その者が失格となった場合には、次順位者（次順位の落札候補者が低入札価格調査対象入札者の場合に限る。）へ同様の調査を実施するものとします。

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和6年12月27日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 物品等の名称及び数量	三重県保健環境研究所庁舎で使用する電気（予定数量）1,596,000 k W h
2 担 当 部 局	三重県四日市市桜町3684-11 三重県保健環境研究所企画調整室企画調整課
3 落 札 者 決 定 日	令和6年12月18日
4 落 札 者	東京都品川区上大崎3丁目1番1号 株式会社U-POWER 代表取締役 高橋 信太郎
5 落 札 金 額	入札価格 35,646,440円（税込）

6 決 定 手 続 一般競争入札
7 入 札 公 告 日 令和 6 年 10 月 25 日

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務・文書課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
